

## 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

~~~~~

県の行政経費については、県税等を通じて、県民の皆様に負担していただいています。

ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明します。

# 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

## 1 県税の収入状況

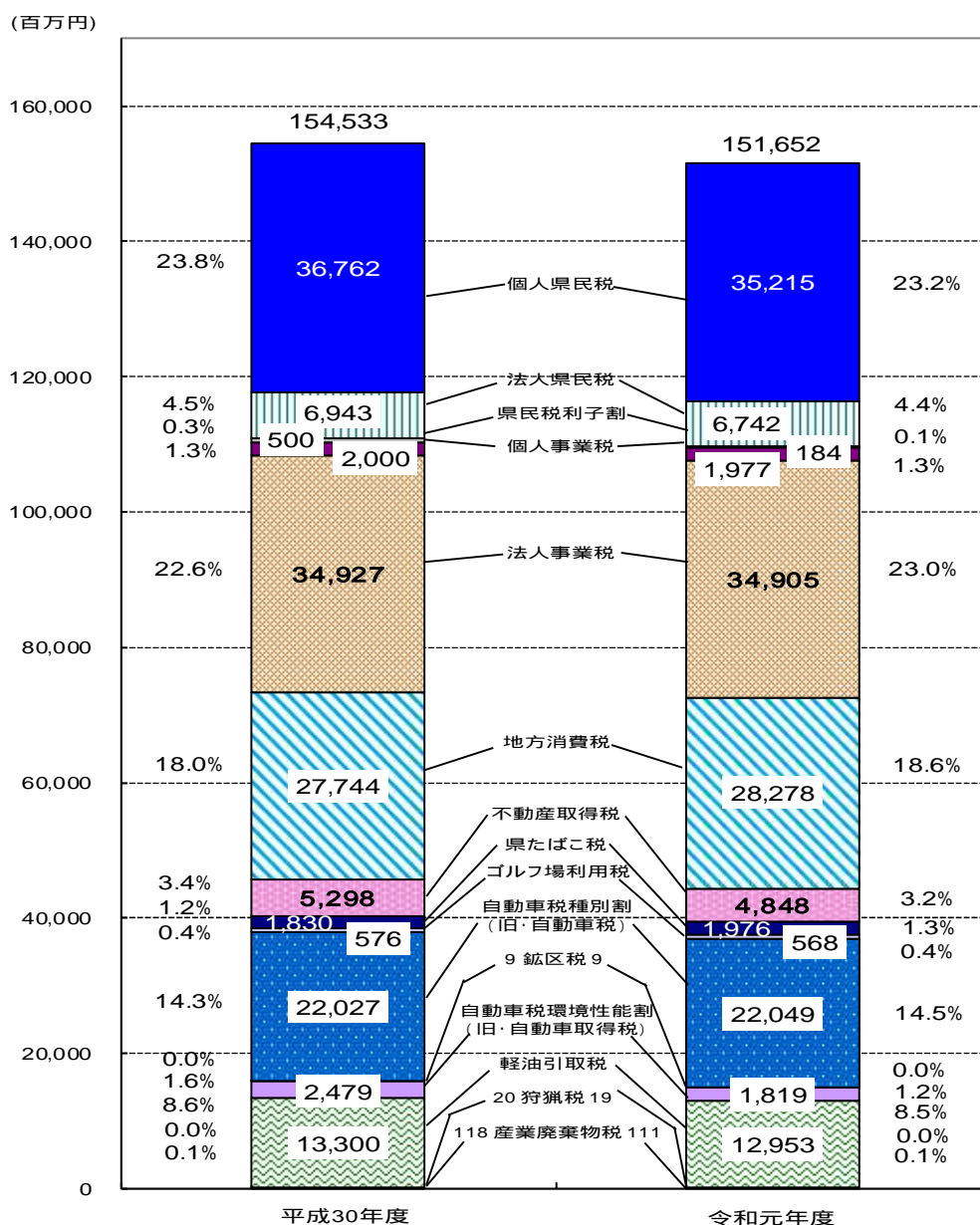
令和2年(2020年)3月31日現在の県税収入は、図1のとおりです。

総額は、1,516億52百万円で、前年度同期に比べて28億80百万円(1.86%)の減収となっています。

税目別の増減額の主なものは、総所得額の減少等により個人県民税が15億47百万円(4.21%)の減、熊本地震からの復旧復興需要の落ち着き等による軽油需要の減少により軽油引取税が3億47百万円(2.61%)の減、臨時的税負担の軽減措置等により自動車税環境性能割(旧自動車取得税含む)が6億61百万円(26.7%)の減、消費税率の引き上げにより地方消費税が5億34百万円(1.92%)の増となっています。

なお、詳細については、付表6(52ページ)のとおりです。

図1 県税の収入状況



\* 平成30年度(2018年度)分も、令和元年度(2019年度)との比較のため、平成31年(2019年)3月31日現在を記載しています。

\* 図1の数字は、表示単位未満を四捨五入したものです。

「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されており、平成30年度(2018年度)決算における収入は497百万円でした。

## 2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

平成30年度(2018年度)の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ2,648千円)に対する税負担率は16.9%であり、その内訳は国税8.5%、地方税8.4%(県税3.5%、市町村税4.9%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、447,043円となり、前年度に比べて20,381円(4.8%)の増となっています。

【参考】平成30年度(2018年度)の全国平均

平成30年度(2018年度)の国民1人当たりの国民所得(およそ3,240千円)に対する税負担率は26.0%であり、その内訳は国税15.9%、地方税10.1%(都道府県税4.5%、市町村税5.5%)です。国民1人当たりの税負担額841,309円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、令和2年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、平成31年(2019年)1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位：百万円、( )は千円)

| 年度 | 県民所得<br>A            | 税 負 担 額          |                 |                  |                  |                  | 税 負 担 率 (%) |             |               |            |             |
|----|----------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------|-------------|---------------|------------|-------------|
|    |                      | 国税<br>B          | 地 方 税           |                  |                  | 合計<br>F          | 国税<br>B / A | 地 方 税       |               |            | 合計<br>F / A |
|    |                      |                  | 県税<br>C         | 市町村税<br>D        | 計<br>E           |                  |             | 県税<br>C / A | 市町村税<br>D / A | 計<br>E / A |             |
| 21 | (2,237)<br>4,062,971 | (134)<br>244,031 | (76)<br>137,571 | (109)<br>197,872 | (185)<br>335,443 | (319)<br>579,474 | 6.0%        | 3.4%        | 4.9%          | 8.3%       | 14.3%       |
| 22 | (2,346)<br>4,262,956 | (137)<br>248,552 | (73)<br>133,065 | (108)<br>197,010 | (182)<br>330,075 | (318)<br>578,627 | 5.8%        | 3.1%        | 4.6%          | 7.7%       | 13.6%       |
| 23 | (2,417)<br>4,380,349 | (143)<br>258,366 | (74)<br>133,799 | (110)<br>199,662 | (184)<br>333,461 | (327)<br>591,827 | 5.9%        | 3.1%        | 4.6%          | 7.6%       | 13.5%       |
| 24 | (2,441)<br>4,411,700 | (144)<br>260,630 | (75)<br>135,632 | (111)<br>200,069 | (186)<br>335,701 | (330)<br>596,331 | 5.9%        | 3.1%        | 4.5%          | 7.6%       | 13.5%       |
| 25 | (2,520)<br>4,539,639 | (149)<br>269,135 | (77)<br>137,742 | (112)<br>202,025 | (189)<br>339,767 | (338)<br>608,902 | 5.9%        | 3.0%        | 4.5%          | 7.5%       | 13.4%       |
| 26 | (2,468)<br>4,428,241 | (172)<br>308,807 | (80)<br>142,818 | (115)<br>206,060 | (194)<br>348,878 | (366)<br>657,685 | 7.0%        | 3.2%        | 4.7%          | 7.9%       | 14.9%       |
| 27 | (2,471)<br>4,413,516 | (190)<br>338,962 | (89)<br>158,958 | (116)<br>206,750 | (205)<br>365,708 | (395)<br>704,670 | 7.7%        | 3.6%        | 4.7%          | 8.3%       | 16.0%       |
| 28 | (2,464)<br>4,371,616 | (194)<br>344,118 | (86)<br>151,785 | (116)<br>206,319 | (202)<br>358,104 | (396)<br>702,222 | 7.9%        | 3.5%        | 4.7%          | 8.2%       | 16.1%       |
| 29 | (2,613)<br>4,613,395 | (211)<br>372,550 | (96)<br>169,378 | (120)<br>211,351 | (216)<br>380,729 | (427)<br>753,279 | 8.1%        | 3.7%        | 4.6%          | 8.3%       | 16.3%       |
| 30 | (2,648)<br>4,650,302 | (226)<br>396,439 | (92)<br>160,869 | (130)<br>227,897 | (222)<br>388,766 | (447)<br>785,205 | 8.5%        | 3.5%        | 4.9%          | 8.4%       | 16.9%       |

(注)1 ( )は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

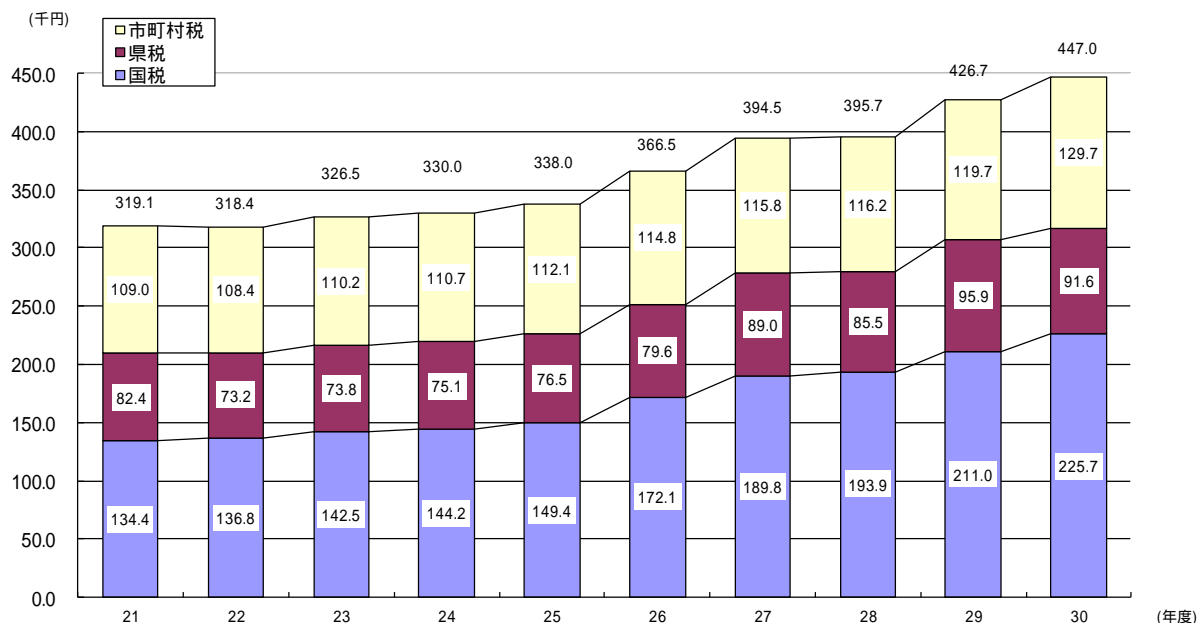
2 県民所得(平成21年度(2009年度)～平成29年度(2017年度))は、平成29年度県民経済計算によるものです。

なお、平成30年度(2018年度)の数値は、平成29年度(2017年度)県民所得の数値に平成30年度(2018年度)国民所得の対前年伸び率(平成30年度国民経済計算推計による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

図 2 県民一人当たり税負担額



(注) 1 県民人口は「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。  
 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

## 【参考】令和2年度(2020年度) 主な税制改正の概要

令和2年度(2020年度)の地方税に係る税制改正の主な内容は以下のとおりです。

### 1 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し

電気供給業に係る法人事業税について、令和2年(2020年)の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を以下の表のとおり見直します。

軽油引取税の課税免除の特例(汽力発電装置)の廃止及び固定資産税の課税標準の特例(送変電施設)の廃止等

|                        |                  | 改正前        | 改正後                                                |
|------------------------|------------------|------------|----------------------------------------------------|
| 電気供給業                  |                  |            | 収入金額 × 1 %                                         |
| 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等 | 資本金又は出資金の額が1億円超  | 収入金額 × 1 % | 収入金額 × 0.75 %<br>付加価値額 × 0.37 %<br>資本金等の額 × 0.15 % |
|                        | 資本金又は出資金の額が1億円以下 |            | 収入金額 × 0.75 %<br>所得 × 1.85 %                       |

## 2 不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

### (1) 不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例

独立行政法人都市再生機構等が売り渡す新築住宅について、家屋が新築された日から1年(通常は6ヶ月)を経過して、使用又は譲渡が行われていない場合においては、1年を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして課税を行っています。この「6ヶ月」を「1年」とする特例の適用期限(現行は令和2年(2020年)3月31日までの取得が対象)を令和4年(2022年)3月31日まで延長します。

土地の取得の日から3年又は4年以内(通常は2年以内)に当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税について減額及び徴収猶予期間の規定の適用があることとされています。この「2年以内」を「3年又は4年以内」とする特例の適用期限(現行は令和2年(2020年)3月31日までの取得が対象)を令和4年(2022年)3月31日まで延長します。

住宅のうち、地方税法施行令第39条の2の4に定める次の規定に該当するもの

- 一 共同住宅等以外の住宅 床面積が50㎡(区分所有される住宅の居住の用に供する専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあっては、40㎡)以上240㎡以下の住宅
- 二 共同住宅等 居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積が、50㎡(当該独立的に区画された一部分が貸家の用に供されるものである場合にあっては、40㎡)以上240㎡以下の住宅

### (2) 認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例

認定長期優良住宅である住宅の新築を行った場合の不動産取得税の課税標準の算定について、1,300万円(通常は1,200万円)を価格から控除する特例の適用期限(現行は令和2年(2020年)3月31日までの新築が対象)を令和4年(2022年)3月31日まで延長します。

## 3 ゴルフ場利用税の非課税措置の創設

国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合のゴルフ場の利用について、当分の間、ゴルフ場利用税の非課税措置を講じます。

なお、令和2年度(2020年度)税制改正の詳細については、総務省ホームページ等をご覧ください。

### 災害に関する税制上の対応について(平成29年度(2017年度)税制改正分)

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成29年度(2017年度)税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されています。熊本地震のみならず、今後の災害の際にも適用される可能性がありますので、最寄りの税務署又は県広域本部税務担当課にご確認ください。

#### 【常設化された主な措置】

##### 《国税》

- 所得税 : 被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- 法人税 : 損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- 資産税 : 相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、  
印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- 消費課税 : 課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

##### 《地方税》

- 個人住民税 : 被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- 固定資産税 : 被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。